労働者派遣法に基づくマージン率の公開

株式会社PE-BANK

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づくマージン率等につい て、以下の通り公開します。

対象期間：2026年度(2025年9月1日～2026年8月31日)

	本社	北海道支店	中部支店	関西支店	広島支店	九州支店	全国平均
派遣労働者の数および登録者の数(人) ※2026年8月31日現在	32	2	0	1	6	0	7
派遣先の数(社)	38	2	0	1	7	0	8
マージン率(%)	25.2	29.3	0.0	26.3	28.3	0.0	25.6
派遣料金の平均額(円) ※1日8時間あたり	42,876	47,675	実績なし	44,974	33,109	実績なし	41,709
派遣労働者の賃金の平均額(円) ※1日8時間あたり	32,063	33,714	実績なし	33,157	23,746	実績なし	31,012

	訓練種別	対象者	賃金支給の有無	費用負担の有無
教育訓練	基礎教育	雇入時	有給	無償
	意識向上のための教育	派遣中	有給	無償
	マネージメント教育	派遣中	有給	無償

福利厚生	定期健康診断、資格取得補助金、フィットネスクラブ補助金、レジャー補助金、交流会、法律相談、税務相談など

キャリアコンサルティング相談窓口	営業1部2課　キャリアコンサルティング相談窓口担当 連絡先：03-3473-9877

マージン率＝
（派遣料金の平均額 ― 派遣労働者の賃金の平均額）÷ 派遣料金の平均

派遣料金総額に対して、一番多くを占めるのが派遣社員の給与となります。
また、定期健康診断などの福利厚生費用の他、
派遣労働者の雇用主として負担する労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険などの社会保険料や
その他会社諸経費として、募集媒体費・社員人件費・オフィス使用料・通信費などに充てています。

●労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否か：締結済み

・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：原則として弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者

・労使協定の有効期間の終期：2027年3月31日